

長崎会所記録他貼込帳

西澤 美穂子

本稿では、鶴見大学図書館所蔵「長崎会所記録他貼込帳」(請求記号：六七八・二二／N／貴)の内、長崎会所に関連する史料について紹介する。

この貼込帳^①は、もともとは昭和三十年前後に流通していたと思われる襖紙の見本帳(三三〇×二七五mm、六十一紙綴合)を台帳としており、表紙には金文字で「日吉印 増刊號^②」と表記されている。ここに貼られている史料は、襖の下張りに使用されていたものと推測され^③、おそらくは襖の張替えの際に、旧蔵者が剥がした史料を見本帳に仮貼してどうにか残そうとしたものと思われる。長崎会所関連史料以外にも、徳川家康関連記録(軍記物カ、七十七〜八十頁)、三草藩領文久支配文書(検地帳および御用留等、八十一〜一〇六頁)、戊辰戦争関連記録(一〇七〜一二六頁)があり、しかし残念ながら、どの史料も襖に合わせて切り取りなどの加工が施され、丁数や順番等もそろっていないため、解説困難な箇所が多い。

その中において、長崎会所に関連する史料は一番分量が多く、貼込帳の一〜七十三頁を占めている。便宜上、三つに分類を試みた。

① 安政四年の五ヶ所宿老の勤務日記

安政四(一八五七)年九月二十四日〜十二月二日までの記録。巨智部英三郎(京宿老)、細屋又右衛門(堺宿老)、秋田久米蔵(江戸宿老)、永瀬幾代介(大坂宿老)、濱武治兵衛(長崎宿老頭取)、林熊十郎・森兼次郎・徳見茂四郎(長崎宿老)、濱武信之助・森隼太(長崎宿老見習)、秋田太作(江戸宿老見習)等^④、五ヶ所宿老の日常業務に関する情報が書き留められており、「記事には月番役人、日付と天候、御役所当番、出島当番、当日詰所人員、御検使の氏名といった基本情報と、入札関連や出島に関する申し合わせ^⑤」が主な内容となっている。

また、この年は日蘭追加条約・日露追加条約が締結されたことで、いよいよ諸

外国との貿易開始が正式に国内外に宣言された年である。本史料は両追加条約締結直後の長崎において、具体的に新しい貿易のあり方が模索されている様子が記されており、翌年の修好通商条約締結に向けての動向として捉えることができる。

② 文久二年・同三年の五ヶ所宿老の勤務日記

文久二(一八六二)年十月十六日〜十月二十一日まで、そして文久三(一八六三)年二月の一部と三月二十三〜二十六日までの記録。①と同じく、巨智部英三郎(京宿老)、高木藤一郎(堺宿老)、秋田久米蔵(江戸宿老)、永瀬七郎右衛門(大坂宿老)、濱武治兵衛(長崎宿老頭取)、林熊十郎・森兼次郎・徳見茂四郎・濱武信之助・森隼太・秋田太作・徳見謹之助(長崎宿老)等^⑥、五ヶ所宿老の日常業務が書き留められている。情報の内容は①とほぼ同じではあるが、①では「出島当番」の記載箇所が、②では「港会所当番」となっている。港会所は「安政六年設置され長崎奉行の管理下にあつて長崎港の海事関係のこと、外国商船からの税金徴収や外交事務を所管する長崎税関の前身^⑦」であり、近代へ向けて新しい機関・組織が編成されていく様子が窺われる。

③ その他

以下の三点は、紙質や筆記の字体、記載内容等から、①②の史料ではないと判断したものである。

(一) 寛政四(一七九二)年頃に作成された諸控帳。

会所提出書類の雛形やその事例等を記した内容である。

(二) 市中売込商人取締りに関する申渡書の下書き(二丁分)。

(三) 名簿(二丁分)。

この史料は前述の通り、破損や落丁により記載内容が途切れている箇所も多い。そのため以下の翻刻は読みにくいですが、しかし、幕末期における外国貿易の考察の一助になることを期待している。

注

- (1) 貼込帳に関する説明は、「書肆つづらや近世史料目録」第五十一巻（二〇二二年五月）一三頁を引用または参照した。加えて購入時に原智子氏より伺った話も参考とした。
- (2) 貼込帳九十五頁に、襖の引手の大きき位の穴が切り取られており、また、襖紙の見本帳が台帳となつていふことと合わせて、これら史料は襖の下張りだったのでないかと推測した。
- (3) 巨智部忠陽「安政四丁巳年 要録」（長崎歴史文化博物館蔵、請求番号：一七 四四・一一四）を参照した。
- (4) 注(1)目録一三頁。
- (5) 巨智部忠陽「文久式壬戌年 要録」（長崎歴史文化博物館蔵、請求番号：一七 四四・一一九）を参照した。
- (6) 長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』一九八八年、一八二頁「港会所 付小船出方雑用銀勘定帳」の説明。

凡例

- ・「〔 〕」内の頁数は、襖紙見本帳のものである。
- ・「者」「江」「茂」「而」「を」はそのまま表記した。
- ・旧字体は原則として新字体に改めたが、固有名詞の場合はそのまま表記した。
- ・破損等により判読できない箇所は、字数が判明する者は□、判明しないものは「〔 〕」と表記した。
- ・墨消しの箇所には「々々」を付した。
- ・①②の日記中、氏名の上にふられている朱点・黒点は「。」で示す（①の日記は朱点、②の日記は黒点である）。
- ・日記の日付と天候は太字で記載した。
- ・解読不明の文字は■で表記した。

【① 安政四年の五ヶ所宿老の勤務日記】

〔七十一頁〕

別紙「

江戸会所へ御返し可被成候、以上、

九月廿四日 両月番

余ヶ所宛 詰所方森へ継、

巳四番割

入札出勤日割

廿五日 秋田・森

廿七日 巨智部・濱武信

廿六日 永瀬・徳見
廿八日 細屋・森隼

×

秋田久蔵様

会所年番 申中刻

濱武信之介様

以手紙得貴意候、然者当巳四番割拵看板張出置候、随而明廿五日方刻限五ツ時入札披被仰付候二付、一同商人共へ御達可被成候、此段御懸合如斯御座候、以上、

九月廿四日

口上

会所年番方当四番割拵看板張出置、且明廿五日方刻限五ツ時入札披被仰付候旨申越候間、商人行司江者其段相達置候、右之段御承知御出勤可被成候、以上、

九月廿四日

〔五十二頁〕

森宛 秋田

御用之儀有之候条、各内忝人可被罷出候、以上、

九月廿四日 久松善兵衛印

月番宿老中

此度魯西垂国江通商御差免相成候二付而者、何時商船渡来可致茂難斗候間、差向俵物役所模様替之上、同所ニ於て持渡之品々取扱候筈手順相定、尤同所囲之品々者先新地へ移替候様相心得可申候、模様替等之儀者、詰合御勘定方并掛之面々江巨細可承合候、右之通申渡候条、得貴意其筋之もの共ニも可申渡候、

巳九月

〔五十一頁〕

巨智部英三郎 細屋又右衛門 秋田久米蔵 永瀬幾代介 濱武治兵衛
林熊十郎 森兼次郎 徳見茂四郎 濱武信之助 森隼太

右御用之儀有之候間、明廿五日五ツ半時、麻上下着用、御役所へ可被差出事、

巳九月

年番久松善兵衛方御用切紙二付、太作罷越候処、善兵衛面会之上、別紙御書付式

通相渡候二付、本紙并写相廻し申候、此段御承知早々御順達之上、留江戸ヶ所へ御返し可被成候、已上、

九月廿四日 秋田久米蔵

余ヶ所宛 永瀬へ廻ス、

〔十五頁〕

「^{詰切}」 入札 「^{詰切}」 岡崎文蔵

「^{詰切}」 出番。ヶ所・森隼、ヶ所方朝。平蔵、昼。勝太夫、。文蔵詰切、

同廿六日 晴天

奥治三郎
詰所・昼入札 。鄭平蔵

入札 。三原勝太夫
入札出役 岡崎文蔵

一、御役所当番 ヶ所・森、
一、於会所当四番割入札披二日目、

出番 永瀬、ヶ所方朝。勝太夫、昼。平蔵、。文蔵詰切、
九月廿七日 曇天

朝入札。勝木利平太
詰所。鄭平蔵

昼入札。三原勝太夫

奥治三郎
入札。岡崎文蔵

一、御役所当番 永瀬・濱武、
一、於会所当四番割三日目入札披、

出番 巨智部・濱信、ヶ所方朝利平太、昼勝太夫、。文蔵詰切、

成瀬葦郎様

秋田久米蔵

〔四十九頁〕

御直披 濱武治兵衛

秋冷相催候処、愈御安全被為入奉賀候、然者先日罷出難申上置候金子之儀、其後支配之向之者とも江茂追々申聞置候得共、今以入札中銀配難行届趣申置、去連いヶ様延々御仕役続相成混候不行届二押移、彼是奉恐入、右之仕合御座候間、何分入札中談し務兼、私共ニおいても無申訊奉恐入候仕合御座候得共、自然御心当相成候而者、猶更恐入候間、調儀出来候儀者御心当被下聞敷宜御取成被下度、右之段參上御託も可申上候得共、頃日種々御用ノ為にて引取茂夜二入候仕合、乍失敬書中を以貴所様迄御断申上置候、宜御聞啓御執成被仰上被下候様奉希候、以上、

九月廿七日

明廿八日、風袋砂糖引除風袋引被仰付、御檢使六ツ半時出島へ御出被成候、

依之商人中無間違罷出候様可被仰付候、以上、
九月廿七日 田中菊太郎

秋田久米蔵様
今井善蔵

濱武治兵衛様

〔五十頁〕

九月廿八日 晴天

奥治三郎

勝木利平太

詰所

。三原勝太夫

鄭平藏

同 長次郎

一、御役所当番 巨智部・左中、

出島出役。岡崎文藏

一、於出島紅毛風袋砂糖引除風袋引有之、

出番 細屋・森隼、ヶ所方。文藏出、

御檢使 福井金平殿

九月廿九日 晴天

勝木利平太

奥治三郎

新地出役。鄭平藏

同。岡崎文藏

詰所。三原勝太夫

鄭長次郎

一、御役所当番 細屋・森、

一、於新地鮫鹹商人荷渡有之、

出番 ヶ所。左、。ヶ所方。平藏。文藏出勤、

御檢使 篠原友太郎殿

牛込才輔殿

会所年番衆中

秋田久米藏
濱武治兵衛

〔四十八頁〕

以手紙得貴意候、然者先刻御明之調子銀之儀、早速商人共へ相達候処、今暫
之処出来兼候趣申出候間、左様御承知可被成候、此段為御知申度、如斯御座

候、已上、

九月廿九日

〔一可被成候、已上、

九月廿九日

御役所 詰合
秋田・濱武・林・徳見

九月晦日 晴天

勝木利平太

詰所。鄭平藏

同 長次郎

三原勝太夫

出島出役。岡崎文藏

奥治三郎

一、御役所当番 ヶ所・徳見、

一、於出島砂糖風袋引有之、

出番 永瀬・森隼、ヶ所方。文藏、

御檢使 前田右太郎殿

鈴木栄藏殿

田中多之介殿

水野筑後守様、明朝日晡六ツ時、時津通二而御発駕之旨被仰出候条、其旨御
心得可有之候、已上、

九月晦日 久松善兵衛印

月番宿老中

〔四十七頁〕

一、村上藤兵衛方サフラン押切願出候二付、木村逸作、奥治三郎、勝太夫遣候、
式百鐘押切見届遣ス、

口上

水野筑後守様、明朝日晡六ツ時、時津通御発駕相成候二付、御見送罷出可申

候間、刻限前西坂梶隠宅へ御揃可被成候、此段御承知御順達、留方御返脚可被成候、以上、

九月晦日 秋田久米蔵

余ヶ所見習迄宛 永瀬へ繼く、

明朔日御礼流之旨被仰出候条、其旨御心得可有之候、已上、

九月晦日 久松善兵衛印

月番宿老中

別紙之通申来候間、此段御承知御順達、留方御返脚可被成候、已上、

九月晦日 秋田久米蔵

余ヶ所宛 永瀬へ繼く、

〔二十八頁〕

十月

月番 永瀬幾代介

徳見茂四郎

同朔日 晴天

勝木利平太

出島出役。岡崎文蔵

奥治三郎

詰所。三原勝太夫

一、御役所当番 永瀬・濱武信、

一、於出島菓種荒物并反物商人見直し、

出番 細屋・徳見謹、ヶ所方。文蔵出ス、

御検使 辻嘉右衛門殿

福井金平殿

当五番割拵看板只今差出置候段、会所方掛合越二付、商人行司へ者相達置候、明後三日入札披刻限正六時揃、別紙日割之通御出勤被成候、此段御承知御順達、留方御返却可被成候、以上、

已十月朔日 両月番

巨智部・細屋・秋田・濱武・林・森・濱武信・森隼

〔四十頁後部分〕

「 月二日 永瀬 「 」

余ヶ所宛

十月二日 晴天

岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

鄭平蔵

奥治三郎

一、御役所当番 ヶ所・森、

諸家家来ヲ初池^池役人等ニ至る迄、諸伺諸書付等奉行所其外江差出候節者、一応其筋方も年寄内覽等相頼候上二而、表向差出候者も有之哉二相聞

〔二十九頁〕

可被成候、次々御順達、留方御返脚可被成候、以上、

十月二日 永瀬幾代介

余ヶ所宛 堺ヶ所へ繼く、

十月者濱武氏二而留り相成候様御廻し可被成候、

十月三日 晴天

朝入札。夜同 三原勝太夫

奥治三郎

詰所。昼入札 鄭平蔵

入札夜迄語切。岡崎文蔵

一、御役所当番、
一、於会所二紅毛本方入札披有之、
出番朝 巨智部・濱信、 昼 ヶ所・森隼、 夜 永瀬斗り、

「 』

奥治三郎

詰所 三原勝太夫

一、御役所当番、

同五日 晴天

〔三十頁〕

可申渡置候、

巳十月

詰所 奥治三郎
鄭平藏
三原勝太夫
会所出役 岡崎文蔵

一、御役所当番、

一、於会所請込物召上物商人渡し、

出番 巨智部、ヶ所方。文蔵出、

〔三十一頁〕

一、書状二付、本町行居候状留主宅行共一同惣封、大坂大林取次、須賀屋へ為御願差立候事、

同六日 晴天

奥治三郎

詰所 鄭平藏
三原勝太夫

一、御役所当番 京方願二付、ヶ所・徳見、

一、於会所請込物召上物商人渡し、

出番 細屋・徳見、ヶ所方。文蔵出、

別紙御書付式通年番方相渡候間、則写相廻し申候、御承知之上、留方茂四郎方へ御返脚可被成候、以上、

十月六日 両月番

余ヶ所宛 細屋へ継、

向々拝借銀之儀二付而者、是迄逐々申渡置候趣茂有之候処、今以普請修復其

外訊在かたき儀をも申立、拝借相願候もの共不少候得共、此度会所向仕法替之廉々も有之候二付而者、当巳年方来ル酉年迄五ヶ年之間、非道之儀者格別、其外一ト通り之廉ニ而茂、仮令先格有之候分も拝借不相成筈ニ候間、其支配筋之ものより容易願書取次申間敷候、右之趣、其方共令承知、其筋々江不漏様

当地在住之役々を初め市郷之もの共下男下女抱入候節者、請状取置候筈之処、近来等閑ニ心得候輩茂有之哉ニ相聞如何之事ニ候、仮令月雇とも請状取置可申候、若向後雇入候者ニ而茂、其者之身分不慥ニ無之とも、請状不取置猥ニ差置候儀相聞候ニおゐてハ、吟味之上、屹度可及沙汰候間、兼而其旨相心得、市中之ものへ茂可申渡置候、

〔三十頁〕

可申渡置候、

巳十月

詰所 奥治三郎
鄭平藏
三原勝太夫
会所出役 岡崎文蔵

一、御役所当番、

一、於会所請込物召上物商人渡し、

出番 巨智部、ヶ所方。文蔵出、

別紙御書付式通年番方相渡候間、則写相廻し申候、御承知之上、留方茂四郎方へ御返脚可被成候、以上、

十月六日 両月番

余ヶ所宛 細屋へ継、

向々拝借銀之儀二付而者、是迄逐々申渡置候趣茂有之候処、今以普請修復其

〔四十頁前部分〕

御^{〔檢カ〕}使 三浦龍次郎殿

福井金平殿

一、於五ヶ所^{〔念カ〕}所^{〔念カ〕}入日記紙裁分有之、平藏・文蔵出、

十月八日 晴天

詰所。三原勝太夫

奥治三郎

鄭平蔵

一、御役^{〔所カ〕}□^{〔所カ〕}当番 ケ所左・森、

一、於出島^{〔直カ〕}□^{〔直カ〕}毛本方薬種荒物商人渡有之、

出島 細^{〔所カ〕}□^{〔所カ〕}・森□、ヶ所^{〔所カ〕}方。文蔵、

御檢使 福井金平殿

一、巳四番「」内■作五郎落札、龍腦三拾斤三拾箱老斤入押切願出候ニ

「」ヶ所見届遣ス、

十月九日 晴天

奥治三郎

詰所。鄭平蔵

三原勝太夫

一、御役^{〔所カ〕}□^{〔所カ〕}当番 永瀬・濱武、

一、於出島^{〔直カ〕}「」本方反物荷渡、

「」

〔五十八頁〕

「」御檢使 福井金平殿

「」十一月 晴天

岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

〔御役所カ〕 当番 細屋・森、

「」屋敷爪商人見セ有之、

「」ヶ所^{〔所カ〕}方。文蔵出入、

御檢使 横山為次郎殿

山崎友太郎殿

鈴木英蔵殿

小柴喜左衛門殿

「」月十二日 晴天

奥治三郎

岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

〔御役所カ〕 当番 ケ所・徳見、

「」永瀬幾代介様 会所年番

「」徳見茂四郎様

「」手紙得貴意候、然ハ当巳臨時払「」琉球産物爪鼈甲払看板、

昨今張出し「」有候間、例之通商人ともへ御達し可被成候、右御懸合

「」へく、如此御座候、以上、

〔四十一頁後部分〕

十月十二日

別紙之通申来候間、商人行司へと相達奉申候、明後十四日方別紙之通、同刻

之通御出勤可被成候、此段御承知御順達、留方茂四郎方へ御返し可被成候、

已上、

十月十二日 両月番

巨智部・細屋繼ク・秋田・濱武・林・森・濱信・森隼・秋太

明後十四日文照院^{〔報カ〕}様御祥月二付、為御知如斯御座候、以上、

十月 大音寺

五ヶ所宿老御衆中

追加御用繁二茂被為入候得共、正四ツ時御参詣被下度奉存候、已上、

大音寺方別紙之通案内申来候間罷出可申二付、刻限前茂四郎方へ御揃可被成候、尤「」奉献金三百足致用意置申候、此段御承知御「」達可被成候、已上、

十月十二日 両月番
余ヶ所宛 ケ所止り

〔四十一頁前部分〕
同十四日 晴天

「」 。岡崎文蔵

同断 。三原勝太夫

一、御役所当番、
一、於会所薩州産物爪甲入札披有之、
出番 巨智部・森隼、「」所方。勝太夫。文蔵詰切、

〔九頁後部分〕
十月十七日 晴天

三原勝太夫

奥治三郎

出島出役 。岡崎文蔵

一、御役所当番休日、
一、於出島紅毛本方荷物商人渡有之、
出番 永瀬・濱信、ヶ所方。文蔵出入、

御検使 飯田孫三郎殿

鈴木栄蔵殿

福井金平殿

同十八日 晴天

奥治三郎

詰所 。三原勝太夫

一、御役所当番 細屋・森兼、
一、於出島紅毛本方荷渡し有之、
出番 巨智部・森隼、ヶ所方。文蔵出入、

御検使 横山為次郎殿
辻嘉右衛門殿
秋元安右衛門殿

十月十九日 雨天

奥治三郎

三原勝太夫

岡崎文蔵

一、御役所当番 巨智部・濱武治

永瀬幾代介様 会所年番

徳見茂四郎様

以手紙得貴意候、然者願取之品相渡申候間、只今御出可被成候、此段御懸合迄如斯御座候、以上、

十月十八日

別紙之通会所申来候間、此段御承知次々御廻、留より御返し可被成候、已上、

〔十頁〕

十月十八日 両月番

余ヶ所宛 留り大坂江遣入、

一、於出島本方砂糖荷渡し有之、

出番 細屋、ヶ所方。文蔵出入、

御検使 三浦竜次郎殿

福井金平殿

雨天二付御延引二相成候、

乍憚奉願口上書

一、当式番割私共落札仕候爪鼈甲登セ方仕候処、直段大下落二而半直段二茂売兼、銘々上方二而持困、追々引メ売方可仕心得御座候処、当節入札被仰付、琉球産物同品落札之分、是迄之通為登方仕売懸ケ二而候、先二荷者勿論当節分共

壳崩相成直段引立候胡無御座候間、右琉球産物爪鼈甲始々其外持困分共為登方一統不仕、式番割分太体ニ壳捌出来候迄、於当地銘々手許ニ相囲置可申候、自然心得違之者有之手板願出候共、私共一統御届申上候迄ハ、爪鼈甲二限り手板御下ケ渡不被成下候様奉願上候、先二荷可成ニ相捌候ハ、其節一統連印を以為登方御願可申上候、勿論式割先納残上納銀之儀者銘々無滞御定日限之通無相違相納可申候間、前書奉願候通、宜敷御聞届被成下度奉願候、以上、
巳十月 五ヶ所商人連印
五ヶ所宛

〔十一頁〕

別紙之通願出候間、書面相廻申候、御存寄無之候ハ、用場江茂為心得置候様可致候、尤納銀銀納方之儀者請書取置候様可致候、早々御順達、留より御返し可被成候、已上、
十月十九日 德見茂四郎
余ヶ会所宛 永瀬江継ク止り、

同廿日 天氣

奥治三郎

一、御役所当番、
一、薩州蔵屋敷ニおゐて琉球産物爪甲荷渡し有之、
出番 。ヶ所・森隼、ヶ所。勝大夫・。文蔵、
御検使 飯田孫三郎殿
鈴木栄蔵殿
田中多之助殿

永瀬幾代介様

払方年番

德見茂四郎様

以手紙得貴意、然者御褒美銀只今御渡し候、此段御懸合迄如此御座候、以上、
一、
式ヶ所之御請取可被成候、次々御順達、留より

〔十二頁〕

早々御返可被成候、以上、

十月廿日 永瀬幾代介

巨智部・細屋・秋田

十月廿一日 晴天

一、御役所当番、
一、於出島本方荷渡し有之、
出番 永瀬、ヶ所。文蔵、

只今年番方御書付三通相渡、右ニ而是迄取立来候三銀当已紅毛五番船方取立候儀不相成、其外商人とも相達可申廉々御座候間、一躰之義御相談可申二付、詰所引九ツ過方五ヶ所会所江御出勤可被成候、此段御順達可被成候、已上、
十月廿一日 両月番
巨智部・細屋継ク・秋田・濱武・林・森・濱信・森隼

明四ツ時系代り銀可相渡旨懸合越候間、ヶ所くゝる請払惣代御出可被成候、此段御承知次々御順達、留方御返し可被成候、以上、
十月廿一日 永瀬幾代介

巨智部・細屋継ク・秋田

〔十三頁〕

巳十月

此度和蘭陀商法御改相成、魯西亜江も当地并箱館ニおゐて商売為致候ニ付而者、右持渡り之品物会所ニおゐて入札致し、又者出島内ニおゐて直組之上買入方致度候哉、其外諸品売渡方等致度者有之候ハ、入札商人并商館売込人之外市郷之者共ニ至る迄、願次第可差免候、尤右之通手広ニ取引為致候ニ付而者、巨細之手順等者遂而相達候品も可有之、猶向々方も其筋之者へ心得方等承り合可申候、右之趣其方共令承知、其筋之者共并市中一統へも不漏様可申渡候、
巳十月

此度外国商法御改革有之候ニ付而者、会所銀操其外益銀等も、自然増減之廉々出来可致候得共、其方

(三十二頁)

共始会所役人者勿論地下末々之者ニ至迄、定式之受用銀等ニおめてハ、右等ニ不拘是迄之振合ヲ以御手当可被成下候間、銘々弥出精いたし、商法御改革之御趣意貫キ候様相心得可申、是迄之仕来ニ泥ニ只出割之益銀ヲ而已心掛ケ候得者、却而交易衰微ニ及ひ可申ニ付、右等之場合厚勘弁相加へ、外国品取捌方并諸国産物売出方手広ニ取引相成候様との儀専ら務といたし、諸事入念可取斗、追々船数相進ミ候ハ、別段之御沙汰も可有之儀ニ付、心得違無之様可致候、右之趣其方共令承知会所役人末々之者へも篤ト申聞置候様可致候、

巳十月

年番切紙ニ付罷越候処、善兵衛面会之上、別紙御書付五通相渡候ニ付、則寫し忝冊相廻し申候間、此段御承知

(三十五頁)

候得共、成否とも奉行所之差図を請候事ニ候得者、内覽等致し遣し候者ハ勿論、願出候者も不都合之取斗方ニ候、以来右様之始末相聞候におめてハ、屹度糺し方可申付候間、其旨兼而可相心得候、右之趣申渡候条、其方共令承知、其筋々江不漏様屹度可申渡置候、

巳十月

一、禁裡御所向并城郭之図、及び御紋有之品、
但、錦絵等ニ有之城郭之図者格別之事、
一、貴人之像并官服、

但、小兒翫物等之分者格別之事、

一、金銀并通用金銀錢、

但、色絵小細工物等之分者格別之事、

一、男女猥りかハしき図、

以上之桁々者、外国人江売渡し方御制禁ニ候間、

(三十六頁)

兼而其旨相心得、商人共猥りニ店先等江差置間敷候、

一、米、大麦、小麦、大豆、小豆、

一、石炭、

一、美濃紙并半紙、

一、書籍并地図類、

一、銅器類、

但、小細工物等ニ用ひ候分ハ格別之事、

以上之桁々者、会所限り外国人共江売渡し方取斗候筈ニ候得共、若外国人共当用丈ケ市中等ニ而買入方相望候節、斤高品嵩等ニ不相成分者売渡候共差支無之候、尤書籍之内日本歴代之事蹟認有之候史類等者一切渡し方不相成候間、右書類者平常とも店先等ニ差出置申間敷候、

一、銅、

一、甲冑、刀劍、弓、鉄馬具、其他武器類、

一、大和錦、

(三十四頁)

以上之桁者御詠品代り之外御渡方無之候ニ付、商人方売渡方一切不相成候、前書之廉々其筋之商人共厚く相心得、諸品売渡方等可取扱、尤年々豊凶ニ寄国用差支候品柄も有之時者、其節売渡方差留候品も可有之候、右之趣其方共令承知、五ヶ所宿老始、其節之者「」

巳十月

西洋金銀錢者、小細工物等ニ相用候分共、売買者勿論所持いたし候儀不相成筈ニ付、若是迄持伝候もの有之候ハ、十月晦日迄会所江差出し可申、其量目ニ応し、夫々正銀ニ引替遣すべく候、勿論もし内々所持いたし候もの有之候ハ、其品取揚吟味之上、可及嚴重之沙汰候、右之趣得貴意、市中之もの共へ不漏様可申渡候、

(三十三頁)

十月廿二日 晴天

出役出役。岡崎文蔵

奥治三郎

詰所。三原勝太夫

〔十四頁〕

十月廿五日 曇天

奥治三郎

出役。岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

- 一、御役所当番 永瀬・森兼、詰所
- 一、於出島紅毛本方荷渡し有之、出番 ケ所方。文蔵出入、
- 一、長崎会所方糸代り銀拾七貫目^{（七匁）}、木村逸作・長次郎罷出、請取帰り候事、御検使 中川鉄助殿

辻嘉右衛門殿

秋元安右衛門殿

同廿三日 曇天雨少々

奥治三郎

岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

- 一、御役所当番 巨智部・森、
- 一、於出島砂糖荷渡有之、

出番 細屋・徳見、ケ所方。文蔵出入、

御検使 前田右太郎殿

鈴木栄蔵殿

井上廣輔殿

十月廿四日 雨天

奥治三郎

出しま・詰所。三原勝太夫

出しま。岡崎文蔵

鄭長次郎

- 一、御役所当番 細屋・濱武信、
- 一、於出島本方荷物商人渡し、

出番 ケ所・左。勝太夫。文蔵出、

右雨天二付御延引相成、

奥治三郎

出役。岡崎文蔵

詰所。三原勝太夫

- 一、御役所当番 ケ所・森兼、
- 一、於出島紅毛本方荷物商人渡し有之、

出番 永瀬・濱信、ケ所方。文蔵出入、

御検使 辻嘉右衛門殿

秋本安右衛門殿

同廿六日 天氣

奥治三郎

詰所。三原勝太夫

- 一、御役所当番 永瀬、
- 一、於出島本方荷物商人渡し、

出番 巨智部・森隼、ケ所方。文蔵出入、

御検使 横山為次郎殿

秋本安右衛門殿

十月廿七日 晴天

奥治三郎

詰所。三原勝太夫

同所。勝木利平太

- 一、御役所当番 巨智部、
- 一、於薩州蔵屋敷琉球産物爪甲商人渡し、

出番 細屋・徳見、ケ所方。長次郎出入、

御検使 三浦竜次郎殿

辻嘉右衛門殿

「」殿

〔十六頁〕

同廿八日 晴天

詰所
。三原勝太夫
奥治三郎

- 一、御役所当番 細屋・徳見、
 - 一、於出島紅毛本方荷渡シ有之、
 - 出番 ケ所・森、。文蔵出ス
 - 御検使 鈴木栄蔵殿
 - 秋本安右衛門殿
- 但シ紅毛本方并脇荷物荷渡シ皆済、

十月廿九日 曇天

奥治三郎

- 一、御役所当番、
- 一、村上仁十郎方丁子百箱押切願出候ニ付、木村逸作、治三郎、利平太、長次郎、
- 同人方江罷出、入日記百枚見届遣ス、

〔十七頁〕

十一月

月番 巨智部英三郎
森兼次郎

朔日 雨天

詰所
。勝木利平太
鄭長次郎
奥治三郎

- 一、御役所当番、
- 一、於出島巳五番船荷物商人為見有之、
- 出番 巨智部・濱、ケ所方。文蔵、
- 御検使 横山為次郎殿
- 辻嘉右衛門殿
- 秋元安右衛門殿

右雨天ニ付御延引相成、

- 一、出島当番 巨智部・濱武、森兼次・清十郎・。文蔵・利十郎、
- 一、当日御礼被為成御請候ニ付、久米蔵、太作、逸作相勤候事、

今般阿蘭陀商売差掛り入札相願候分、市中之もの者身許人柄等居町乙名ニ而相糺シ、郷中之者者庄屋ニ而同断取斗、右乙名庄屋共方会所江申立次第、規定通り之手数ニ而承届遣シ、其段毎月七之日ニ届差出可申旨被仰渡候間相達シ候、

巳十月

〔十八頁〕

久松善兵衛を御用切紙ニ付隼太罷越候処、面会之上、別紙御書付壹通相渡候間、則写し相廻し申候間、次々御順達、留より京ヶ所へ御返し可被成候、以上、

十一月二日 両月番

細屋・秋田・永瀬へ継ク・濱治・林・徳見・濱信

十一月二日 晴天

奥治三郎
勝木利平太
鄭長次郎

- 一、御役所当番、
- 一、於出島紅毛五番船荷物商人為見、
- 出番 細屋、ケ所方。文蔵、
- 御検使 三浦竜次郎殿

同三日

奥治三郎
岡崎文蔵
鄭長次郎
勝木利平太

- 一、御役所当番、
- 一、於出島商人為見有之、

出番 ケ所・森隼、。文蔵出ス、

尚々商人行司へ者相達シ置申候、

〔三十七頁前部分〕

五番割入札出勤日割、

三日朝 細屋・濱信、 昼 秋田・森隼、 暮六ツ時代 永瀬・森、

九時 巨智部・森、

持廻り急廻状

〔十九頁〕

同四日 曇天

奥治三郎

岡崎文蔵

勝木利平太

鄭長次郎

一、御役所当番、

一、出島詰所当番 ケ所方。文蔵、

明五日方紅毛五番船入札披二付、買高免之儀御談申度候間、御印形御持參、

只今詰所江御出勤可被成候、此段御承知御順達可被成候、

十一月四日 詰合

細屋・秋田・永瀬継ク・林・濱信・森隼 宛

巨智部英三郎様 会所年番

森兼次郎様

以手紙得貴意候、然者当已六番割払看板只今張出し置申候、随而明五日方入札披二付、例之通商人共江御達し可被成候、此段御懸合如此御座候、以上、

十一月四日

〔二十頁〕

一、通御出勤可被成候、此段御承知次々御順達、留方京ヶ所へ

御返し可被成候、以上、

十一月四日 当月番

細屋・秋田・永瀬・濱治・林・徳見・濱信・森隼・秋太

入札出勤日割

初日 京・森、二日目 堺・徳見、三日目 江戸・濱信、

十一月五日 雨天

詰所・入札昼 鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬、

一、於会所六番割紅毛入札披有之、

〔二十一頁〕

出番 細屋・森隼、ケ所方朝。利平太、昼。平蔵、

。文蔵詰切、。長次郎外頼二付詰切、

御検使 朝 福井金平殿

昼 牛込才輔殿

同六日 天気

岡崎文蔵

詰所 鄭平蔵

奥次三郎

勝木利平太

鄭長次郎

一、御役所当番 細屋・森、

同七日 雨天

奥治三郎

岡崎文蔵

詰所 鄭平蔵

勝木利平太

鄭長次郎

一、御役所当番 細屋・濱信、

一、出島当番 ケ所、

十一月八日

勝木利平太

詰所

。鄭平蔵

三原勝太夫

奥治三郎

鄭長次郎

一、御役所当番 ケ所・森、

天氣次第、明九日於北瀬崎御蔵所刻限五ツ時、借米可相渡旨申来候ニ付、請
払差出可申ニ付、ケ所ノ方筆者惣代御差出可被成候、此段御承知次々御順
達、留方御返可被成候、已上、

十一月八日 巨智部英三郎

〔二十三頁〕

細屋・秋田・永瀬 宛

一、於出島五番船荷物商人渡し有之、

出番 永瀬・徳見、ケ所ノ。文蔵出入、

来ル十日、常憲院様百五拾回御忌御差越、御法会御座候間、此段為御知如斯
御座候、以上、

十一月八日 安禅寺

五ヶ所宿老御衆中様

安禅寺方別紙之通申来候ニ付、拝参可仕候間、明後十日正四ツ時京ヶ所へ御
揃可被成候、尤金幣三百疋用意致置候、此段御承知次々御順達、留方京ヶ所
へ御返し可被成候、已上、

十一月八日 両月番

細屋・秋田・永瀬・濱武・林・徳見・森隼・秋太・徳謹

十一月九日 晴天

詰所 。三原勝太夫

拜借米 。鄭平蔵

同 。同 長次郎

奥治三郎

勝木利平太

一、御役所当番 永瀬・徳見、

一、於北瀬崎御蔵所拝借米拾壹俵相渡り、。平蔵・。長次郎出、

但天草米 平均三斗九升四合五勺廻シ、

木村・三原・岡崎 壹俵宛、奥 貳俵、勝木・鄭 壹俵半宛、

一、於出島五番船荷物商人渡し有之、

出番 巨智部・森隼、ケ所ノ。文蔵出入、

〔二十三頁〕

御檢使 飯田孫三郎殿

辻嘉右衛門殿

秋元安右衛門殿

同十日 晴天

岡崎文蔵

〔 〕
〔 〕

鄭長次郎

〔 〕

同十一日 晴天

勝木利平太

鄭平蔵

奥治三郎

岡崎文蔵

詰所 。三原勝太夫

鄭長次郎

一、御役所当番 細屋・森、

十一月十二日 雨天

勝木利平太

奥治三郎

詰所

。鄭平蔵

出島当番 岡崎文蔵

鄭長次郎

一、御役所当番 ケ所・濱武、

一、出島当番 永瀬・森隼、ケ所。文蔵、

久松善兵衛方切紙到来ニ付、隼太罷越候処、別紙御書付忝通御渡候ニ付相廻し申候、此段御承知次々御順達、留方京ヶ所へ御返可被成候、已上、

十一月十二日 両月番

細屋・秋田・永瀬・濱武・徳見・濱信

〔二十四頁〕

当暮銀出其外定式之伺書共当月限り差出、於会所吟味済候分者皆済渡之積、右日限方遅く差出候向者、品ニ寄内渡半払ニ可致事ニ候、早々取調可差出候、

巳十一月

当暮定式臨時御褒美願、当月十四日迄可被差出候、右日限方遅く被差出候ハ、不申上候事、

十一月十二日

十一月十三日 曇天

奥治三郎

詰所

。鄭平蔵

三原勝太夫

出島 岡崎文蔵

御買上方 勝木利平太

同 鄭長次郎

一、御役所当番 永瀬・森兼、

一、於出島荷渡し有之、

出番 。ケ所・徳見、。文蔵出入、

御検使 鈴木栄蔵殿

秋元安右衛門殿

〔二十五頁〕

同十四日 曇天

奥治三郎

三原勝太夫

詰所

。鄭平蔵

御買上方 勝木利平太

同 鄭長次郎

出島 岡崎文蔵

一、御役所当番、

一、於出島荷渡し有之、

出番 細屋・濱信、ケ所。文蔵、

御検使 辻嘉右衛門殿

福井金平殿

近々林氏参府ニ付、為餞別任先例為持遣候処、左之通礼状参候ニ付、相廻申候、此段御承知次々御順達、留方京ヶ所へ御返し可被成候、已上、

十一月十日 巨智部英三郎

細屋・秋田・永瀬・濱武江継ク・森・徳見・森隼・濱信・秋田太・徳見謹

巨智部英三郎様

細屋又右衛門様

秋田久米蔵様

永瀬幾代介様

濱武治兵衛様

森兼次郎様

徳見茂四郎様

濱武信之助様

森隼太様

秋田太作様
徳見謹之助様

林熊十郎

(二十六頁)

今般出府仕候ニ付、為御餞別毛毳五枚御恵贈被下置存候、右御札為可得貴意、
如斯御座候、以上、

十一月十日

十一月十五日

勝木利平太

奥治三郎

鄭長次郎

一、御役所当番、

一、当日御礼太作相勤候事、

一、出島ニおゐて五番船荷渡し有之、

出番。ヶ所・森隼。文蔵、

御検使 篠原友太郎殿

秋元安右衛門殿

十一月十六日 晴天

奥治三郎

詰所

。鄭平蔵
同 長次郎

一、御役所当番 ヶ所・森隼、

一、於出島巴紅毛五番船荷渡し有之、

出番 永瀬・濱信 ヶ所・文蔵出、

御検使 丸橋金之助殿

福井金平殿

(二十七頁)

同十七日 晴天

奥治三郎

鄭長次郎

岡崎文蔵

鄭平蔵

一、御役所休日、

一、御買上御用にて、御役所へ太作出勤、

同十八日 曇天

岡崎文蔵

奥治三郎

一、御役所当番、

乍憚口上書

一、私共妹儀先達而中病氣ニ御座候処、養生不相叶、今晚死去仕候ニ付、当月

廿七日迄、日数十日之間、定式半織之忌服申請度奉存候、此段御届申上候、

以上、

巳十一月十八日

鄭長次郎

秋田久米蔵殿

秋田太作殿

木村逸作殿

同十九日 雨天

岡崎文蔵

奥次三郎

一、御役所当番、

一、出島当番 ヶ所、

一、鈴野屋喜八右ウニコール押切願出候ニ付、入日記拾式枚押切見届ケ遣ス、

(八頁後部分)

同廿日 曇天

奥治三郎

- 一、御役所当番 ケ所・濱武、
- 一、出島当番

- 一、於出島荷渡し有之、
- 出番 永瀬・森、 ケ所方。文蔵

御検使 横山為次郎殿
丸橋金之助殿
福井金平殿

同廿一日 昼小雨

明廿二日寒中御機嫌伺可申上候間、正五ツ時仲宿吉五郎方へ御揃可被成候、此段御承知次々之順達、留方兼治郎方へ御返し可被成候、以上、

十一月廿一日 両月番

細屋・秋田・永瀬・濱武・徳見江継・濱信・森隼・秋太・徳謹

同廿一日 昼後雨天

奥次三郎(前カ)

- 一、御役所当番、
- 一、於出島荷渡有之、
- 出番 巨智部・濱信 ケ所方。文蔵、
- 已六番割荷渡し皆済、

〔九頁前部分〕

御検使 篠原友太郎殿

秋元安右衛門殿

- 一、於新地唐方追売荷物商人荷見有之、
- 出番 細屋

同廿二日 雨天

岡崎文蔵
奥治三郎

- 一、御役所当番、
- 一、寒中為御伺、御役所江久米蔵、太作罷出候事、

同廿三日 曇天

岡崎文蔵
鄭長次郎

- 一、御役所当番 細屋「」

〔三十七頁後部分〕

口上

大坂様稲荷祭進物割、左之通此者へ御渡し可被下候、以上、

- 一、八百四十八文 松魚巻連 但拾本
- 一、七百四十式文 銘酒三升

×巻貫六百元

此四ツ割

四百文ツ、御主人様分

右之通二御座候、已上、

十一月廿三日 京台所

堺様 江戸様 江戸様

- 一、丸橋金之助殿御勘定被仰付候二付、五ヶ所一同麻上下着用

〔七頁後部分〕

祝詞罷出候事、

十一月廿四日 晴天

奥治三郎
勝木利平太
請所。鄭平蔵
同 長次郎

- 一、御役所当番 ケ所・濱武、
- 一、出島当番、
- 一、同所ニおゐて追売荷物并臨時物商人見セ有之、
- 出番 永瀬・徳謹、ケ所方。文蔵出入、
- 御検使 篠原友太郎殿

福井金平殿

当巳四番割買銀高引合、明廿五日四ツ時可致旨申来候間、兼次郎罷出可申候間、ヶ所々筆者御差出し可被成候、此段御承知次々御順達、留方京ヶ所へ御返し可被成候、以上、

〔八頁前部分〕

十一月廿四日 両月番

細屋・秋田・永瀬宛 ヶ所留り

同廿五日 晴天

岡崎文蔵

詰所

。鄭平蔵
同 長次郎

奥治三郎

勝木利平太

一、御役所当番 細屋・森、

一、於会所巳四番割買銀高引合有之、

森兼次郎、目付宇野熊之丞、吟味役小南彦助、元方近藤雄蔵、ヶ所方。平蔵出、

〔七頁前部分〕

同廿六日 晴天

詰所

。鄭平蔵
奥治三郎

勝木利平太

一、御役所当番 永瀬・森、

一、薩州於蔵屋敷琉球産物商人為見有之、

出番 巨智部・森隼 ヶ所方。文蔵出ス、

御檢使 横山為次郎殿

辻嘉衛門殿

井上廣助殿

〔五十五頁後部分〕

奥治三郎

勝木利平太

一、御役所当番 永瀬・濱武、

一、薩州於蔵屋敷琉球産物商人為見有之、

出番 細屋・徳謹 ヶ所方。文蔵出ス、

御檢使 飯田孫三郎殿

辻嘉右衛門殿

飯山鑑之助殿

同廿八日 雨天

鄭平蔵

一、御役所御山稻荷御祭礼二付、例之通鏡餅相備、詰合中江御赤飯被下候事、

〔六頁〕

奥治三郎

勝木利平太

一、御役所当番

一、出島同 永瀬、ヶ所方。文蔵

出島当番明日方老人宛出勤致候様、於詰所相談之上相決候間、別紙日割之通御出勤可被成候、

一、出島遊女貫之品門出之節茂、直買同様、宿老手形を以門出致候様被仰付、筋々江者御達し相成申候様、尤右直買之品一ヶ月ニ式三度茂、右荷改同様相改候様被仰付候間、左様御承知御順達、留方御返し可被成候、以上、

十一月廿七日 詰合中

細屋・秋田留り・徳見

同廿九日 雨天

岡崎文蔵

鄭平蔵

三原勝太夫

十二月二日 晴天

奥治三郎
鄭長次郎
勝木利平太

詰所
。三原勝太夫
鄭長次郎
奥治三郎
勝木利平太

- 一、御役所当番 永瀬・徳見、
- 一、五ヶ所商人献金之儀ニ付、御役所使者之間板之間ニ御咄出し、御前御直ニ御褒詞有之候事、

〔五頁〕

同晦日 曇雪少々

岡崎文蔵
詰所
。三原勝太夫
鄭長次郎
奥治三郎
鄭平蔵
勝木利平太

- 一、御役所当番 巨智部・森隼、

十二月

月番 細屋又左衛門
濱武信之助

朔日 曇天

岡崎文蔵
鄭長次郎
鄭平蔵
奥治三郎
勝木利平太
三原勝太夫
詰所

- 一、御役所当番 細屋・森隼、
- 一、当日御礼被為成御請、久米蔵、太作、逸作相勤候事、

- 一、御役所当番 ケ所頼ニ付 巨智部、
- 一、出島当番 濱信、ケ所方。文蔵、

【② 文久二年・同三年の五ヶ所宿老の勤務日記】

〔三頁後部分〕

文久二戌年
御奉行

〔四頁〕

高橋美作守様 「
御目付
有馬帯刀様 同三月御在勤
長崎奉行支配組頭
中臺信太郎様
同勤方
中山誠一郎様
御勘定
「
」

〔二頁前部分〕

御目付
妻木源三郎様
四月六日御着
御旅館福井寺

御徒目付

片岡弥左衛門殿 但御旅宿

近澤鉄三郎殿 福井寺上

御小人目付御旅宿東上町

「 寺崎助一郎殿

同並

保木簀之助殿

沼間平六郎殿

上原賢治殿

福井金平殿

東條八太夫殿

東條八太郎殿

〔三頁前部分〕

同並出役

大熊直次郎殿

小柴喜左衛門殿

小杉右藤次殿

山本友輔殿

同出役

飯田正之助殿

同定役元

伊藤弥作殿

同

山本寛太郎殿

勝本亮之助殿

井上廣助殿

兼松亀次郎殿

小川徳太郎殿

鑄木貴一殿

中沢善司殿

〔三頁〕

松田十一郎殿

中村良平殿

村瀬又左衛門殿

鈴木卓太郎殿

黒澤謙蔵殿

牧羽幸平殿

山縣米三郎殿

吉田郡次郎殿

橋本良之進殿

同出役

庄司鉦七郎殿

椿程一郎殿

御徒目付

小山代助殿

櫻井仁十郎殿

深沢鉄三郎殿

御小人目付

小泉鑑吉殿

秋山忠之輔殿

〔二頁後部分〕

渡邊□三郎

〆

高橋美作守様

御家老

前田小一郎殿

御用人

安達愛輔殿

和田此右衛門殿

御給人元

中之目禮藏殿

永井銅助殿

〔五十九頁〕

別紙之通会所方申来候間、拙者罷出可申候間、ヶ所ヶ所筆者御差出可被成候、此段御承知御順達、留方御返脚可被成候、以上、

戌十月十五日 兩月番

巨智部・高木・秋田・濱武・林・徳見・濱武信、但高木へ継、

同十六日 曇

詰所。鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬・徳見謹、

一、港会所同

一、於長崎会所当六番割買銀高引合有之候二付、永瀬七郎右衛門出勤、目付山田順太郎、吟味役山脇久之丞、元方服巻徳三郎、ヶ所方平蔵出、

同十七日 晴

一、御役所当番 御用物二而休、

一、湊会所同 永瀬・徳見、

急廻状

埋地之儀二付此間之沙汰相成候宿老申談取極之儀、如何相成候哉、今日沼間氏方尋相成候、第一懸名前等も未申聞、早々申談申聞候様、尚又御沙汰相成候故、明十八日八日後方五ヶ所会所へ無御不參御出席可被成候、

〔四十二頁〕

同廿日 曇雨

港会所 鄭平蔵

一、御役所当番

一、港会所同 ヶ所・徳見謹、

同廿一日 雨天

一、御役所当番、

一、港会所同 高木・林、

十月廿二日 雨天

奥治三郎

詰所。鄭平蔵

一、御役所当番 高木・徳見、

一、港会所同 巨智部・林、

急廻章 御役所 詰合

伺書今日差出候処御沙汰之次第有之、且心得之ため江府御伺御書類御下ヶ相成、右二付急之御談に申度候間、明廿三日無御不參正八ツ時五ヶ所会所へ御揃可被成候、已上、

十月廿二日 御役所 詰所詰合

巨智部・秋田・永瀬・林・森

〔五十四頁〕

尚々御月番方明廿三日一同参会之儀、五ヶ所会所へ御申達置可被成候、早々御順達可被下候、

同廿三日 曇

詰所。鄭平蔵

一、御役所当番 ヶ所・濱武、

一、港会所同 ソンタク

同廿四日 晴

詰所。鄭平蔵

三原亀久次

一、御役所当番 永瀬・林、

一、港会所同 秋田・濱信、

急廻状 御役所 詰合

早々御順達被成候、

埋地之儀ニ付御掛り方御沙汰之次第も有之候ニ付、御渡申度儀有之候間、明廿六日八ツ時早メ五ヶ所会所へ御不参なく御出席可被成候、右御承知早々御順達可被成候、以上、

十月廿五日 御役所 詰合中

高木・秋田・永瀬・林

猶々無御不参、早メニ御出席夜余申し候様いたし度候間、呉々御早メニ御出席被成候、五ヶ所へ者御月番方為御知被成候、但堺へ継、

〔六十頁〕

廻状 御役所 詰所当番

明朔日御礼日蝕ニ付御流被仰出候、此段御承知次々御順達可被成候、以上、

十月廿九日 詰所当番

高木・秋田・永瀬・林江継・徳見・濱信・森・徳謹

一、御役所当番 巨智部・濱武、

一、港会所 秋田・徳謹、

十一月中

四ヶ所月番 巨智部英三郎

長崎 同 濱武信之助

朔日 曇天

一、御役所当番 高木・地下不勤、

一、港会所同 巨智部、

同二日 曇寒

詰所 。鄭平蔵

一、御役所当番 秋田・徳見、

〔六十八頁〕

一、港会所同 高木、

長崎会所之儀、近来益銀大半相減、年々多分之不足償相成、有銀者不及申付置、用意銀迄茂遣払、其上借入銀等相嵩、昨今銀操差迫、諸渡方等差支可申趣ニ有之、右者不容易義ニ而心痛此事ニ候、就而者土地相続方開業之仕法速ニ相立度心付之段者無腹臆可申立候、且省略方之儀茂先達而江府方被仰越候趣申渡置候次第も有之候間、右等向々ニおゐて厚勘弁致し、且又見込十分申立候様可致候、

戌十一月 二日御役所於詰所高嶋作兵衛方秋田久米蔵へ相渡候事、

十一月三日 雨天

港会所 鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬・濱信、

一、港会所同 秋田・徳見、

同四日 晴天

詰所 。鄭平蔵

一、御役所当番 巨智部・林、

一、港会所同 永瀬・濱信、

同五日 晴天

詰所 。鄭平蔵

一、御役所当番 高木、

一、港会所同、

〔三十八頁〕

同六日 雪

詰所 。鄭平蔵

一、御役所当番 ケ所・濱武、

一、港会所同、

依京都之返状封到着ニ付写相廻し申候、此段御承知御順達可被成候、以上、

十一月五日

巨智部英三郎

高木・秋田・永瀬へ継・濱武・林・森・徳見

御地十月五日御目付貴札廿一日相達候所致拜見候、各様弥御安泰可被成、御勤珍重奉存候、当方無異儀相勤居候間、御放念可被下候、

一、今般江戸御表御変革ニ付、諸献上御差止相成候趣ニ付、御地町年寄并五ヶ所

江献上之基立書御差出被成、江戸表へ御伺ニ相成候趣御内達有之、別紙ニ御書扱是又致披見候、此儀於当地ハ御変革之儀ハ何れも承知罷在候得共、献上物之儀者御内達も無之候ニ付、今以何書も不差出、都而是迄之通相心得、出府之積ニ御座候、参府之上如何御下知可相成哉難斗候得共、夫迄者押而是迄之通相心得申居候、右出立迄ニ御内沙汰有之候ハ、御同様太切之訳柄ニ付不相替奉献上度、於当地精々丹誠可仕候、先者右御答可得貴意迄、如斯御座候、以上、

戌十月廿一日

村瀬孫祐 小印

前川莊左衛門 不勤無印

福井栄次郎 小印

〔四十三頁〕

高木藤一郎様

林熊十郎様

秋田久米蔵様

森兼次郎様

永瀬七郎右衛門様

徳見四郎様

濱武治兵衛様

京商人 森屋虎吉

右者従弟重吉跡唐紅毛入札商売相統之儀被為御聞置候間、願之通申付候、此段御承知次々御順達可被成候、以上、

十一月五日 巨智部

高木・秋田・永瀬・濱武・林・徳見・濱信・森隼・徳謹

天氣次第、明七日五ツ時、於北瀬崎御蔵所拝借米相渡候旨申来候間、請拙差

出し申候間、ヶ所ヶ所筆者惣代御差出可被成候、此段御承知次々御順達、

留方御返し可被成候、已上、

十一月六日 巨智部

高木継・秋田・永瀬

十一月七日 雪

鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬・森隼、

一、港会所同 秋田・濱信、

一、於北瀬崎御蔵所拝借米拾壹俵出方有之、平蔵出、

〔三十九頁〕

但、天草米平均廻し三斗八升九合壹勺

木村壹、奥壹、勝木壹、三原式、鄭平式、〆七俵

一、文蔵分拝借米壹俵ヶ所預之、

同八日 雪

鄭平蔵

一、文蔵事正月四日断も無之、勝手ニ引入出勤不致、今夕死去、

一、御役所当番 巨智部・林、

一、港会所同 ゾンターフ、

拙者儀病氣ニ付、当冬中年番久松寛三郎へ助勤致し、今七日引継候条、其

旨御心得可有之候、以上、

十一月七日 久松善兵衛 印

月番若老中

別紙之通、久松方申来候ニ付相廻し申候、次々御順達、留方京ヶ所へ御返し可被成候、以上、

十一月七日 巨智部英三郎

高木江継く・秋田・永瀬・濱武・林・森・徳見・濱信・森隼

廻状

久松善兵衛儀病死二付、当年中久松寛三郎年番相勤候二付申来候間、此段御承知之上御順達可被成候、以上、

〔四十四頁〕

十一月八日 御役所詰合

高木・秋田・永瀬・濱武・徳見・濱信・森・徳謹

十一月九日 晴天

鄭平蔵

一、御役所当番 高木・濱武、

一、港会所同 巨智部・森隼、

一、当戌年糸代り銀之内拾七貫目、尤七拾壹匁替之金二而、貳百三拾九匁壹歩貳

朱卜銀四匁三分七厘五毛長崎会所方出方有之、木村出勤致ス、

十一月十日 曇天

一、御役所当番 秋田・林、

一、港会所同 高木・濱信、

同十一日 雨天

港会所 鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬・林、

一、港会所同 秋田・森隼、

同十二日 曇天

詰所。鄭平蔵

〔四十五頁〕

一、御役所当番 巨智部・濱信、

一、港会所同 永瀬・林、

同十三日 晴天

詰所。鄭平蔵

一、御役所当番 高木・森、

一、港会所同 巨智部・林、

同十四日 晴天

一、御役所当番 ケ所・徳見、

一、港会所当番

十一月十五日 晴天

鄭平蔵

一、御役所当番 永瀬・濱武、

一、港会所同 ゾンダーフ

一、当日御礼被為請候二付、一同相勤、久米蔵出勤致し候事、

同十六日 晴天

詰所。鄭平蔵

一、御役所当番 巨智部・徳見、

一、港会所同 永瀬・徳見、

廻状 巨智部英三郎

〔四十六頁〕

明十七日御役所江寒中御機嫌伺罷出可申候、尤詰所者御用物御差立二而差支候二付、刻限四ツ時仲ケ宿吉五郎方へ御揃可被成候、此段御承知御順達、留方御返しニ可被成候、以上、

十一月十六日

高木・秋田・永瀬へ継・濱武・林・徳見 御持合被下間敷候、

濱武信・森隼・秋田太 病氣ニ付罷出不申候、宜御願申上候、徳見謹

十一月十七日 晴天

港会所 鄭平蔵

- 一、御役所当番 御用物ニ而休候、
- 一、港会所同 巨智部・徳見、
- 一、寒中御機嫌伺として、御役所其外御役々方へ久米蔵廻勤いたし候事、

十一月十八日 雨天

詰所。勝木利平太

- 一、御役所当番 ケ所・徳見、
- 一、港会所同 高木・徳見、

同十九日 曇天

詰所。鄭平蔵
港会所 勝木利平太
三原亀久二

- 一、御役所当番 永瀬・濱信、
- 一、港会所同 秋田・徳見、

〔六十一頁〕

十二月十九日 晴

詰所。鄭平蔵
出役。同 長次郎

- 一、御役所当番 高木・森、
- 一、港会所同 巨智部・濱武信、
- 一、於長崎会所請込物商人渡し有之、
出番 高木・徳見、ケ所方。長次郎出、
七番割荷渡し皆済、

十二月廿日 晴天

詰所。鄭平蔵
鄭長次郎

- 一、御役所当番 ケ所、
- 一、港会所同、
- 一、平蔵事病氣ニ付、今日方引入候事、

同廿一日 晴天

鄭長次郎
三原亀久二

- 一、御役所当番、
- 一、港会所同 ケ所、

〔七十二頁〕

教城院様 大楽院

今般御宮向惣御修復被仰出候ニ付者、五ヶ所糸割符方献備之銀御茶碗并唐銅御燈籠御修復御座候様御取斗可被成候、此段及御達候、以上、

亥二月 大楽院

廻状

一筆致啓上候、追而時候相成候処、各様弥御堅勝可被成、御勤珍重奉存候、然者日光拝参順番ニ付、拙者義当月癸足、登山例之通御宮拜礼無滞相勤、当十三日致歸府、向々御座相濟候間、此段御安意可被下候、

一、今般日光御宮向惣御修復被仰出、諸家献備之御品茂同様被仰渡、割符方献備銀御茶碗并唐銅御燈籠、先格之通加御修復献備致候様、御別当大楽院方別紙達書教城院「」

〔七十三頁〕

寺社御奉行所江伺之上、職方江申付可申と奉存候、尤此度者登山中之義ニ付、御両品共拜見相濟候間、見分之登山者致不申、寺社御奉行所御聞濟之上者其段申遣、教城院より職方江申付出来栄之文通次第、先例之通登山向々御見分請候積試置申候、猶追々御掛合可申候得共、御同前出金筋之義ニ付、可相成者多分之利息差出不申様致度候間、御掛合之上者御ヶ所へ早々御出金可被下候、殊当時金銀不払者不申、職人手間并諸式茂上り候事故、例方者入費茂相増可申と奉存候、其段御含置可被下候、

一、強飯先年者百疋之処、嘉永四亥年頃方五百疋ニ相成、其後末年方強飯槽五人貝吹五人ニ相成、内実院主方年々差足有之候所、昨年細屋氏御登山之節談ニ付千疋御差出ニ相成候由、当節義院代行善房細屋氏御登山之節談ニ付、千疋御差出ニ相成候由、当節義院代行善房方談有之、院主江迷惑相掛候も不本意

二候得共、惣代之義ニ付拙寺限増方出来兼候間、何遠国同役共江談之上可及御挨拶旨相答候所、何歟格式も有之、容易ニ難出来趣被申候得共、御別當所ニテ頂戴と違、表向者申ニ茂無之、殊ニ見習又者倅者格別召連候もの両三人ニ而も相伴不苦趣、旁於拙者難有之薄様相心得申候、依之拙者忝人例之通之挨拶ニテ頂戴致申候、尤御年頃御出府之御方江者存意御談申候得共、外様二者未得御意不申、後々彼是有之候而者迷惑致候間、猶亦為念及御相談候、乍去年来仕来候義ニ付、向後者初」

〔五十六頁〕

三月廿三日

三原龜久二
鄭長次郎

一、御役所当番、
一、湊会所同 ソンタフ、

廻状 月番宿老

此度御軍役兵賦兼而差出候様被仰出候上者、銘々収納高之内方差出候事

二付、家作を始、日用之奢侈致間敷候事、

一、家来共平日間ニ合候程ニ相減、下女小者等猶更余斗ニ差置申間敷、御役相勤候ものも仕来ニ不拘掛り役々之人数減省致し可申候、右ニ付而者諸事格別候間、易々申合候様可致候事、

一、冠婚表礼ハ人事之大礼ニ候得共、惣而実意を主とし、万事手輕ニ虚飾無益之費致間敷候事、

一、御役ニ付同役并組支配之もの等寄合候節、時刻ニ相成候ハ、手輕之湯漬差出し候儀も、格別酒肴差出義者勿論、譬有合たりとも聊馳走ケ間敷儀、是迄之仕来ニ不拘急度相止可申事、

一、転役被仰付候節、同役伝達之者家来共迄之贈物仕来ニ不拘一切相止可申候、且吉凶年始暑寒近親者格別、其他者贈物以來相止可申事、

一、新規御役被仰付候節、取持之坊主其外江祝儀遣候儀、是迄之半減と可被相心得事、

一、御役ニ付二季附届贈物、総而是迄之半減たるべく事、
一、養子并姫之出産、全是迄之御沙汰も有之候得共、以來堅不相成、右等請

取候ものも送り候ものも有之おるてハ、急度御沙汰之品も可有之事、
一、妻子之衣服之儀者、夫々分限ニ応し候儀二者候得共、兎角奢侈

〔五十七頁〕

流し以外之儀ニ付、規式之縫模様着用ニ不及、鹿末之品相用、平日之着服等も猶更質素之品着用可為致候事、右之趣万石以下之面々江可被相觸候、
但万石以上之面々江も万石以下江相觸候段為心得可被達候、

正月

右之通從江府申来候間、為心得相達候、

亥三月

別紙御書付薬師寺久左衛門方相渡し候間、写相廻し申候、此段御承知早々御順達可被成候、以上、

三月廿二日 濱武治兵衛

目智部・高木・秋田・永瀬・林・徳見・森

三月廿四日 晴天

奥次三郎
三原龜久二
鄭長次郎

一、御役所当番、

一、港会所同、

三月廿五日 晴天

三原龜久二
鄭長次郎

一、御役所当番、
一、港会所同、

同廿六日 晴天

三原亀久二

鄭長次郎

一、御役所当番、

一、港会所同、

何月幾日

何某

〔七十頁〕

会所年番御衆中

【③ その他】

(一) 寛政四(一七九二)年頃に作成された諸控帳

〔五十五頁前部分〕

「 壹斤ニ付五百九拾六匁四分替

代拾壹貫九百貳拾八匁

拾貳貫八百八十匁 但落札直段ニ壹割五分掛

右之通代銀髓ニ受取申上候、為後日売上証文仍而如件、

寛政四年子四月

江戸ヶ所商人

山本吉三郎印

岡部保右衛門様
後藤仁左衛門様

前書之通見届之相違無御座候、以上、

江戸宿老

秋田九左衛門 裏印

〔六十七頁〕

「 候儀相違無御座、此銀皆済候迄者、拙者承少も異変無御座候、已上、

子五月

村上

一、何品 覚

一、差札何枚

一、右之荷物御焼印ヲ請、

此度大坂何丸積登せ候ニ付、此段御約合申候、已上

〔七十頁〕

会所年番御衆中

一、寛政四年子五月三日、大坂会所筆者共日頃用場へ相出申聞候者、ヶ所々爲登荷物之儀、是迄切紙ニ相認御役所へ願出相済来候処、今日御役所へ被仰付候者、切紙ニ而者紛失等有之候ニ付、已来帳面ニ相認差出候様被仰付候、左之通相仕立差出候、尤右御焼印奉願候而者、別紙帳面ニ形之通相認、宿老実印いたし、当人御役所へ持參御願申上置、其後御焼印相済候上、年行司方切紙參候節「 』

〔六十二頁〕

覚

一、唐紙

一、けんちう 詰合 壹挺

一、鉢類

右者堺戎之町益田藤重郎方へ、

一、白砂糖 壹挺

右者勝屋藤次郎、金田屋伝右衛門、高三多七郎方へ、

一、差札 貳枚

右之通御焼印奉願候、以上、

子五月 益田次兵衛印

覚

一、唐焼物類入 四樽

〔六十三頁〕

一、毛せん端物類入 三箇

右者大坂淡路町日野屋八右衛門方へ、

一、差札 七枚

右之通御焼印奉願候、以上、

子五月 秋田九左衛門印

一、長崎会所元方年番へ持参いたし候書付左之通、

覚

一、何品 壹樽

一、同 但何引入 幾挺

右之通此度堺大坂何丸方為積登申候、已上、

何 何月幾日 江戸宿老裏印

小田安之丞殿

峯敬太郎殿

〔六十五頁〕

覚

一、唐本人 壹箱

右之通此度藝州江波浦太左衛門舟方赤間関江積為登申候、已上、

子五月 江戸宿老

小田安之丞殿

峯敬太郎殿

右唐本人御焼印差札一枚徳見氏扣二付、九左衛門名前二御預之上、今日同人方へ差遣候事、

一、寛政四年子五月十日、石塚玄弘去五月十五日迄当五月十五日迄長崎逗留之日

限二付、右之通日延利助方町乙名方へ願出候書付之写、

乍憚口上書

石塚玄弘

右之者去五月江戸表方外科稽古として罷越、当五月十五日限逗留之儀御聞濟

〔六十六頁〕

被成下忝仕合奉存候、然ル処先達而右之者使毒相煩罷在候而、近々出立難相成様躰ニ御座候故、今暫く養生為仕度候二付、何卒日延御願申上度奉存候、

乍憚此段宜敷被仰付被下度奉願候、以上、

子五月十日 勝木利助印

高石金左衛門殿

右二付外治醫師方療治候書付相添願候二付、写左之通、

覚

一、此人便毒と申腫物出来候処、先月方私療用相加へ、今以平愈不仕候、依

之出立之儀者相成間敷候、以上、

子五月十日 本川道悦印

〔六十四頁〕

同役中承知仕間敷内分奉候、此段尤二茂被思召上候ハ、同役一統江申談、

表向可奉願上候、此段内分奉候、以上、

已六月 秋田九左衛門印

一、七月廿九日、於長崎会所荷見せ有之、出番秋田九左衛門出勤、白糸五ヶ所江

相渡り候事、

覚

御調

一、白糸 六拾四斤

御家中除

一、同 拾七斤五合

〔二〕市中売込商人取締りの指令（部分下書）

〔五十三頁〕

六月廿七日

昨子十月中、市中売込商人共一同申合、外国売込品代銀応し、五厘宛備金仕度

段奉願候処御聞届相成、当四月朔日方備金差出申候、就而者夫々手数も相掛り

（朱書）右二付而者

可申、●然ル処右売込商人共数多之儀ニ而、中ニ者捌兼候ものも有之、届方等之
(朱書)兼
儀心得兼、諸事区々相成、仲間折合不申●、自然不都合之儀も出来候而ハ、売込
方一体ニ相掛り第一御取締筋ニも相響候儀ニ付、右商人共之内拾人相選惣代申付、
諸廻着品を始め、売込代銀届出候時々為致一見、若不相当之直組届」

(三) 名簿 (部分)

(六十九頁)

上等仕丁

瀬川米三郎

永瀬徳造

永田専吉

白石徳三郎

井上種吉

今村九藤次

松尾善三郎

桑村硯三郎

小笹大作

石橋三郎太

大園雄次郎

〔付記〕 翻刻にあたっては、鶴見大学名誉教授石田千尋氏より御教示いただきました。記
して謝意を表します。